# 少子化社会対策会議令 （平成十五年政令第三百八十六号）

#### 第一条（会長）

会長は、会務を総理する。

##### ２

会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### 第二条（庶務）

少子化社会対策会議の庶務は、内閣府子ども・子育て本部に置かれる統括官が処理する。

#### 第三条（雑則）

前二条に定めるもののほか、議事の手続その他少子化社会対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が少子化社会対策会議に諮って定める。

# 附　則

##### １

この政令は、少子化社会対策基本法の施行の日（平成十五年九月一日）から施行する。

# 附則（平成二七年三月三一日政令第一五七号）

##### １

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。